

平成 18 年 6 月 2 日

各位

株式会社ライブドア
代表取締役 山崎 徳之
問い合わせ先
経営企画管理本部担当執行役員副社長
落合 紀貴
(TEL 03-5788-4753)

仮差押決定に対する当社方針について

株式会社ライブドアオート(以下、「LDA 社」)は、平成 18 年 5 月 30 日付のプレスリリース(「仮差押に関するお知らせ」)において、東京地方裁判所民事 9 部が、当社が住友信託銀行株式会社に対して有する LDA 社株券引渡請求権を仮に差押える旨の決定をしたことを公表しておりますが、これに対する当社の方針は下記のとおりですので、お知らせいたします。

記

本件仮差押決定は、LDA 社が当社に対して主張している損害賠償請求権の執行を保全する目的でなされた旨公表されています。当社は、本日現在、仮差押命令の送達は受けておりませんが、かかる被保全債権は存在せず、また、保全の必要性も認められないと考えております。したがって、当社は、今後速やかに、東京地方裁判所に対して保全異議の申立てを行う予定です。

(参考)

(1) LDA 社による損害賠償請求の概要

LDA 社は、平成 18 年 5 月 12 日、当社に対して商号を「ライブドアオート」に変更したことに伴う費用等合計金 16 億 7395 万 6952 円の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

(2) 仮差押の内容

損害賠償請求権の執行を保全するため、当社の住友信託銀行に対する LDA 社株券 20,000,000 株の引渡請求権は仮に差し押さえる。

住友信託銀行は、上記株券を当社に引渡し、または当社の指図に基づいて、これを当社以外の者に引渡してはならない。

当社は、金 16 億 7269 万 6952 円を供託するときは、この決定の執行の停止またはその執行処分の取消しを求めることができる。

以 上